

## サステナビリティ基準委員会等運営規則

### (目的)

第1条 この規則は定款第 67 条第 3 項及び第 71 条第 5 項に基づき、サステナビリティ基準委員会（以下「委員会」という。）及び専門委員会について定めるものである。

### (委員会の審議事項)

第2条 委員会の審議事項は次のとおりとする。

- 一 サステナビリティ開示基準の調査研究及び開発
- 二 国際的な基準開発への意見発信
- 三 委員会の事業計画案及び収支予算案の策定、事業計画の進捗状況及び予算の執行状況のレビュー等委員会の運営に関する事項
- 四 その他定款第 63 条第 1 項に規定する委員会の職務に照らし必要な事項

### (副委員長の選任)

第3条 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、必要と認めたときは、委員会の議決を経て、委員会に副委員長を置くことができる。

2 副委員長は、委員会の委員のうちから、委員長が指名する。

### (事業計画の作成、公表)

第4条 委員会は、毎事業年度開始前に、委員会に係る事業計画案及び収支予算案を作成し、理事会に提出するものとする。

### (専門委員会)

第5条 専門委員会は、委員会の決議を経て設置するものとする。

2 専門委員会は、一定期間開催されず、当面開催が見込まれない場合には、委員会の決議を経て解散することができる。

3 専門委員会の委員（以下「専門委員」という。）の任期は 3 年とするが、委員会の決議を経て再任することを妨げない。ただし、連続して 3 期を限度とする。なお、専門委員が委員会の委員又は公益財団法人 財務会計基準機構の職員である間は在任期間に数えない。

4 前項の規定にかかわらず、1 期目の任期については、任期満了日が、4 月 1 日から 9 月 30 日の間に到来する場合には、その直前に到来する 3 月 31 日までとし、10 月 1 日から 3 月 30 日の間に到来する場合には、その直後に到来する 3 月 31 日までとする。

### 附則

この規則は、2022 年 7 月 7 日から実施する。

附則（2023. 1. 18 改正）

この規則は、2023 年 1 月 18 日から実施する。